

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
一般社団法 人大和健康 CLUB	大和高田市昭和 町三一四三	一般社団法 人大和健康 CLUB	大和高田市市 場七九二一 〇	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 六年三月 一日
一般社団法 人大和伸進 会	奈良市大宮町一 一―三二 奈 良交通第三ビル 二階	児童発達支 援えくぼ	奈良市三条本 町一―二 J R奈良駅NK ビル三階	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 六年三月 一日